

令和3年12月16日

令和3年度第7回臨時松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和３年度第７回臨時松本市教育委員会付議案件

[議案]

第１号 安曇小中学校への小規模特認校制度の導入について

[報告]

第１号 重要文化財旧松本高等学校校舎におけるアスベスト除去の対応について

議案第 1 号

安曇小中学校への特認校制度の導入について

1 趣旨

近年、安曇小中学校の恵まれた自然環境や少人数の特性を生かした特色ある教育のもとで学校生活を送りたいという区域外からの就学希望が増えていることから、同校に特認校制度を導入することについて協議するものです。

2 特認校制度

学校選択制の1つで、従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認めるもの

3 安曇小中学校の児童生徒数（推計）

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小学校計	中1	中2	中3	中学校計
R3年度	5	2	1	4	6	2	20	6	6	4	16
4年度	5	5	2	1	4	6	23	2	6	6	14
5年度	2	5	5	2	1	4	19	6	2	6	14
6年度	2	2	5	5	2	1	17	4	6	2	12
7年度	5	2	2	5	5	2	21	1	4	6	11
8年度	3	5	2	2	5	5	22	2	1	4	7
9年度	3	3	5	2	2	5	20	5	2	1	8

※表中のR4以降の数字は、R3.10.1 学校別町会別人口・世帯統計等による。

4 主な経過

- R3. 5～ 安曇小中学校とのヒアリングにより学校の導入意向を確認し、協議開始
9. 9 PTA本部会において説明、意見交換
- 22 安曇地区町会連合会において説明、意見交換
10. 14 PTA及び地域への説明会において意見交換
- 21 教育委員研究会において進捗状況等を報告
11. 25 校長会において説明、意見交換

5 就学の条件

- (1) 原則として、就学の申請の際現に児童生徒等及びその保護者が市内に住所を有し、又は申請後、就学までに市内に転入する見込みがあること。
- (2) 保護者が、小規模特認校の教育活動、PTA活動等を十分理解し、協力する意思があること。
- (3) 児童生徒等が、小規模特認校へ就学した日の属する年度の3月31日までの間、当該小規模特認校に在学する意思があること。

6 制度の適用

令和4年4月の転入学者から適用

7 関連する例規の改正等

- (1) 松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の一部改正
ア 主な改正内容
 - (ア) 別表に小規模特認校に係る許可基準を追加
 - (イ) 指定校変更申請書（様式第1号）の変更理由に小規模特認校への就学を希望することを追加
イ 施行期日 教育委員会の議決の日
ウ 新旧対照表 別紙1のとおり
- (2) 松本市立小中学校小規模特認校制度実施要綱の制定
ア 主な内容
 - (ア) 就学対象者及び学年
 - (イ) 就学条件
 - (ウ) 受入人数
イ 施行期日 教育委員会の議決の日
ウ 制定文 別紙2のとおり

8 今後の対応

教育委員会の議決を経て、令和4年4月からの転入学希望者の募集を速やかに開始します。

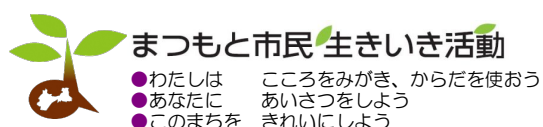
担当

教育政策課 課長 赤羽 志穂

学校教育課 課長 塚田 雅宏

電話 33-3980（教育政策課）

33-9846（学校教育課）



「学都松本」

松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱(平成 1 2 年教育委員会告示第 3 0 号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務 取扱要綱 平成 1 2 年 9 月 1 日 教育委員会告示第 3 0 号 改正 平成 2 0 年 3 月 3 1 日教育委員会告示第 5 号 平成 2 5 年 3 月 2 9 日教育委員会告示第 2 号 平成 2 7 年 3 月 3 1 日教育委員会告示第 5 号 令和 3 年 3 月 2 5 日教育委員会告示第 1 3 号 （目的） 第 1 条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和 2 8 年政令第 3 4 0 号。以下「政令」という。)第 8 条及び第 9 条の規定に基づく指定校(政令第 5 条第 2 項の規定により教育委員会が別に定める通学区域に応じて指定される小学校又は中学校をいう。)の変更及び区域外就学(以下「通学区域外就学」という。)の取扱いについて定めることを目的とする。 （許可基準等） 第 2 条 教育委員会は、保護者(学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号。以下「法」という。)第 1 6 条に規定する保護者をいう。以下同じ。)の申請により、その保護する児童生徒等(政令第 4 条に規定する児童生徒等をいう。以下同じ。)の審査の結果、別表に規定する許可基準(通学区域外就学を相当とする基準をいう。)に該当すると認めるときは、同表に	○松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務 取扱要綱 平成 1 2 年 9 月 1 日 教育委員会告示第 3 0 号 改正 平成 2 0 年 3 月 3 1 日教育委員会告示第 5 号 平成 2 5 年 3 月 2 9 日教育委員会告示第 2 号 平成 2 7 年 3 月 3 1 日教育委員会告示第 5 号 令和 3 年 3 月 2 5 日教育委員会告示第 1 3 号 （目的） 第 1 条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和 2 8 年政令第 3 4 0 号。以下「政令」という。)第 8 条及び第 9 条の規定に基づく指定校(政令第 5 条第 2 項の規定により教育委員会が別に定める通学区域に応じて指定される小学校又は中学校をいう。)の変更及び区域外就学(以下「通学区域外就学」という。)の取扱いについて定めることを目的とする。 （許可基準等） 第 2 条 教育委員会は、保護者(学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号。以下「法」という。)第 1 6 条に規定する保護者をいう。以下同じ。)の申請により、その保護する児童生徒等(政令第 4 条に規定する児童生徒等をいう。以下同じ。)の審査の結果、別表に規定する許可基準(通学区域外就学を相当とする基準をいう。)に該当すると認めるときは、同表に

規定する期間に限り、当該児童生徒等の通学区域外就学を許可する。

2 教育委員会は、前項の審査に当たり、実情を調査し、かつ、公正を期するものとする。

(申請)

第3条 児童生徒等の通学区域外就学を希望する保護者は、あらかじめ就学を希望する学校の校長に申し出たうえで、指定校変更申請書(様式第1号)又は区域外就学申請書(様式第2号)を別表の許可基準に応じて規定する添付書類とともに教育委員会に提出しなければならない。

(許可の通知等)

第4条 教育委員会は、前条の申請に対し、第2条及び政令第9条第2項の規定により、児童生徒等の通学区域外就学を許可するときは、当該児童生徒等の保護者にその旨を通知する。この場合において、必要な条件を付することができるものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年9月1日から施行する。ただし、別表第6項の許可基準は、平成13年4月1日以後の通学区域外就学に係るものから適用する。

附 則(平成20年3月31日教育委員会告示第5号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

規定する期間に限り、当該児童生徒等の通学区域外就学を許可する。

2 教育委員会は、前項の審査に当たり、実情を調査し、かつ、公正を期するものとする。

(申請)

第3条 児童生徒等の通学区域外就学を希望する保護者は、あらかじめ就学を希望する学校の校長に申し出た上、指定校変更申請書(様式第1号)又は区域外就学申請書(様式第2号)を別表の許可基準に応じて規定する添付書類とともに教育委員会に提出しなければならない。

(許可の通知等)

第4条 教育委員会は、前条の申請に対し、第2条及び政令第9条第2項の規定により、児童生徒等の通学区域外就学を許可するときは、当該児童生徒等の保護者にその旨を通知する。この場合において、必要な条件を付することができるものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年9月1日から施行する。ただし、別表第6項の許可基準は、平成13年4月1日以後の通学区域外就学に係るものから適用する。

附 則(平成20年3月31日教育委員会告示第5号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示施行の際現にこの告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により提出された申請書は、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成25年3月29日教育委員会告示第2号)

この告示は、平成25年4月1日から施行し、平成26年4月1日以後の通学区域外就学に係るものから適用する。

附 則(平成27年3月31日教育委員会告示第5号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により使用されている様式は、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式とみなす。

附 則(令和3年3月25日教育委員会告示第13号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式は、当分の間、この告示に

(経過措置)

- 2 この告示施行の際現にこの告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により提出された申請書は、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成25年3月29日教育委員会告示第2号)

この告示は、平成25年4月1日から施行し、平成26年4月1日以後の通学区域外就学に係るものから適用する。

附 則(平成27年3月31日教育委員会告示第5号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により使用されている様式は、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式とみなす。

附 則(令和3年3月25日教育委員会告示第13号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式は、当分の間、この告示に

よる改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式とみなす。

別表(第3条関係)通学区域外就学の許可基準等

許可基準	期間	添付書類
1 転居のため指定校が変更となる児童生徒等	最終学年の場合 卒業までの期間 最終学年以外の場合 当該学期終了までの期間	・ 学校長副申書
2 指定校に特別支援学級がなく、最寄りの特別支援学級設置校の特別支援学級に入級する児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	
3 身体虚弱により指定校への通学を困難とし、又は指定校からの通院加療を困難とする児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	・ 学校長副申書
4 住宅の新改築又は転居予定のため、短期間(1年以内)通学区域外から通学する児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	・ 建築許可証、売買契約書の写し等当該事実を確認できる書類 ・ 学校長副申書
5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等の家庭で児	小学校低学年の期間	・ 学校長副申書

よる改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式とみなす。

別表(第3条関係)通学区域外就学の許可基準等

許可基準	期間	添付書類
1 転居のため指定校が変更となる児童生徒等	最終学年の場合 卒業までの期間 最終学年以外の場合 当該学期終了までの期間	・ 学校長副申書
2 指定校に特別支援学級がなく、最寄りの特別支援学級設置校の特別支援学級に入級する児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	
3 身体虚弱により指定校への通学を困難とし、又は指定校からの通院加療を困難とする児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	・ 学校長副申書
4 住宅の新改築又は転居予定のため、短期間(1年以内)通学区域外から通学する児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	・ 建築許可証、売買契約書の写し等当該事実を確認できる書類 ・ 学校長副申書
5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等の家庭で児	小学校低学年の期間	・ 学校長副申書

童の登下校に際し、下校先 その他の事情を考慮する 必要のある児童生徒等			童の登下校に際し、下校先 その他の事情を考慮する 必要のある児童生徒等		
6 隣接する通学区域にある小・中学校への通学距離が、指定校よりも近くなる児童生徒で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 指定校までの通学距離が、小学校は1.5km、中学校は2kmを超えること。 (2) 受け入れる学校の施設等に支障がないと認められること。	卒業までの期間		6 隣接する通学区域にある小・中学校への通学距離が、指定校よりも近くなる児童生徒で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 指定校までの通学距離が、小学校は1.5km、中学校は2kmを超えること。 (2) 受け入れる学校の施設等に支障がないと認められること。	卒業までの期間	
(新設)			7 自然環境に恵まれ、特色ある教育活動を推進している小規模な小・中学校（以下「小規模特認校」という。）に就学を希望する児童生徒等	小規模特認校に就学する日の属する年度の3月31日までの間	
7 家庭の特殊事情又は教育的配慮から教育委員会がやむを得ないと認める	教育委員会が認める期間	・ 学校長副申書	8 家庭の特殊事情又は教育的配慮から教育委員会がやむを得ないと認める	教育委員会が認める期間	・ 学校長副申書

児童生徒等		
様式第 1 号(第 3 条関係)		
	承認番号	
指 定 校 変 更 申 請 書		
住 所	連絡先 —	
保護者氏名		職業
フリガナ 児童・生徒氏名		
生年月日	年 月 日	続柄
	年 月 日	続柄
指定学校名	松本市立 学校 第 学年	松本市立 学校 第 学年
指定変更希望 学 校 名	松本市立 学校 第 学年	松本市立 学校 第 学年
変更を必要とする理由(番号に○をつけてください。) 1 最終学年のため。最終学年以外の場合、当該学期終了まで。 2 指定校に特別支援学級がないため。 3 身体虚弱又は通院加療のため。 4 住宅の新改築に伴う取得手続き又は転居予定のため。 5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等で、下校先が希望校通学区 域内のため。 6 希望校が、指定校への通学距離よりも短いため。 <u>(新設)</u>		

児童生徒等		
様式第 1 号(第 3 条関係)		
	承認番号	
指 定 校 変 更 申 請 書		
住 所	連絡先 —	
保護者氏名		職業
フリガナ 児童・生徒氏名		
生年月日	年 月 日	続柄
	年 月 日	続柄
指定校名	松本市立 学校 第 学年	松本市立 学校 第 学年
指定変更希望 学 校 名	松本市立 学校 第 学年	松本市立 学校 第 学年
変更を必要とする理由(番号に○をつけてください。) 1 最終学年のため。最終学年以外の場合、当該学期終了まで。 2 指定校に特別支援学級がないため。 3 身体虚弱又は通院加療のため。 4 住宅の新改築に伴う取得手続き又は転居予定のため。 5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等で、下校先が希望校通学区 域内のため。 6 希望校が、指定校への通学距離よりも短いため。 <u>7 小規模特認校への就学を希望するため。</u>		

7 <u>その他家庭事情等のため。(理由を簡単に記入)</u>							

変更を必要とする期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで							
変更を必要とする期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで							
決 裁	学 校 教 育 課			学校支援センター		部長	承認・不承認年月 日
	係	係 長	課 長	主任指導 主 事	センター長		
下記により <u>指定学校</u> の変更を承認(不承認)してよろしいでしょうか。							
理 由 1 上記申請理由のとおり 2					承認期限	年 月 日まで	
様式第2号(第3条関係)							
区 域 外 就 学 申 請 書				受理番号			
保 護 者 氏 名		連絡先 -					
住 民 登 録 地							
居 住 地							

8 <u>その他(理由を簡単に記入)</u>							

変更を必要とする期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで							
変更を必要とする期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで							
決 裁	学 校 教 育 課			学校支援センター		部長	承認・不承認年月 日
	係	係 長	課 長	主任指導 主 事	センター長		
下記により <u>指定校</u> の変更を承認(不承認)してよろしいでしょうか。							
理 由 1 上記申請理由のとおり 2					承認期限	年 月 日まで	
様式第2号(第3条関係)							
区 域 外 就 学 申 請 書				受理番号			
保 護 者 氏 名		連絡先 -					
住 民 登 録 地							
居 住 地							

フリガナ 児童・生徒氏名	※ 男女		※ 男女			
	※クラス編成等に必要ですので戸籍上の性別を記入してください。					
生 年 月 日	年 月 日	続 柄		年 月 日	続 柄	
就学希望校及 び 学 年	松本市立 学校 第 学年		松本市立 学校 第 学年			
就学を希望する理由(番号に○をつけてください。) 1 最終学年のため。最終学年以外の場合、当該学期終了まで。 2 指定校に特別支援学級がないため。 3 身体虚弱又は通院加療のため。 4 住宅の新改築に伴う取得手続き又は転居予定のため。 5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等で、下校先が希望校通学区 域内のため。 6 希望校が、指定校への通学距離よりも短いため。 7 その他家庭事情等のため。(理由を簡単に記入) ----- -----						
就学を希望する期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで						
就学を希望する期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで						

フリガナ 児童・生徒氏名	※ 男女		※ 男女			
	※クラス編成等に必要ですので戸籍上の性別を記入してください。					
生 年 月 日	年 月 日	続 柄		年 月 日	続 柄	
就学希望校及 び 学 年	松本市立 学校 第 学年		松本市立 学校 第 学年			
就学を希望する理由(番号に○をつけてください。) 1 最終学年のため。最終学年以外の場合、当該学期終了まで。 2 指定校に特別支援学級がないため。 3 身体虚弱又は通院加療のため。 4 住宅の新改築に伴う取得手続き又は転居予定のため。 5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等で、下校先が希望校通学区 域内のため。 6 希望校が、指定校への通学距離よりも短いため。 7 その他(理由を簡単に記入) ----- -----						
就学を希望する期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで						
就学を希望する期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで						

決 裁	学 校 教 育 課			学校支援センター		部長	承認・不承認年月日
	係	係長	課長	主任指導主事	センター長		
下記により区域外就学を承認(不承認)してよろしいでしょうか。							
理 由 1 上記申請理由のとおり					承認期	年 月 日まで	
2							
学校教育法施行令第9条第2項に基づく協議結果 同意・不同意 年 月 日							

決 裁	学 校 教 育 課			学校支援センター		部長	承認・不承認年月日
	係	係長	課長	主任指導主事	センター長		
下記により区域外就学を承認(不承認)してよろしいでしょうか。							
理 由 1 上記申請理由のとおり					承認期	年 月 日まで	
2							
学校教育法施行令第9条第2項に基づく協議結果 同意・不同意 年 月 日							

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式とみなす。

松本市教育委員会告示第 号

松本市立小中学校小規模特認校制度実施要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

松本市教育委員会

松本市立小中学校小規模特認校制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然環境に恵まれ、特色ある教育活動を推進している小規模な市立小・中学校において、児童生徒の適性を生かした教育を推進するとともに心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培うため、松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱（平成12年教育委員会告示第30号。以下「通学区域外就学要綱」という。）に規定する通学区域外就学のうち、当該小・中学校の通学区域外の就学予定者及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）が就学することを認める制度（以下「小規模特認校制度」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校制度により就学することができる小・中学校（以下「小規模特認校」という。）は、松本市立安曇小学校及び松本市立安曇中学校とする。

(対象者及び学年)

第3条 小規模特認校制度により就学することができる者は、当該小規模特認校の通学区域外に居住し、教育委員会が当該小規模特認校での就学を適当と認める児童生徒等とするものとする。

2 小規模特認校への就学は、全学年の児童生徒等を対象とするものとする。

(就学の条件)

第4条 小規模特認校へ就学することができる児童生徒等は、当該児童生徒等及びその保護者が、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 原則として第7条の就学の申請の際現に児童生徒等及びその保護者が市内に住所を有し、又は申請後、就学までに市内に転入する見込みがあること。
- (2) 保護者が、小規模特認校の教育活動、PTA 活動等を十分理解し、協力する意思があること。
- (3) 児童生徒等が、小規模特認校へ就学した日の属する年度の3月31日までの間、当該小規模特認校に在学する意思があること。

(受入人数)

第5条 小規模特認校における児童生徒等の受入人数は、当該小規模特認校に

在学する児童生徒数を勘案し、教育委員会が当該小規模特認校の学校長と協議の上、決定するものとする。

(就学日等)

第6条 小規模特認校に就学する日は、毎年4月1日とする。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。

2 小規模特認校に就学する児童生徒又はその保護者の事情により、当該小規模特認校への就学が困難となった場合は、教育委員会は、当該小規模特認校の学校長と協議の上、当該児童生徒の住所地を通学区域とする小学校又は中学校に転学させることができるものとする。

(就学の申請)

第7条 小規模特認校への就学を希望する児童生徒等の保護者(以下「申請者」という。)は、通学区域外就学要綱第3条に規定する指定校変更申請書又は区域外就学申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(就学の許可等)

第8条 教育委員会は、前条の規定により就学の申請があったときは、当該申請に係る小規模特認校の学校長と協議し、その結果を申請者に通知するものとする。

(就学の許可の取消し)

第9条 教育委員会は、小規模特認校への就学を許可した後、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は第4条に規定する就学の条件を満たさなくなったことが判明したときは、就学の許可を取り消すことができるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

臨時教育委員会資料
3 . 1 2 . 1 6
生涯学習課

報告第 1 号

重要文化財旧松本高等学校校舎におけるアスベスト除去の対応について

1 趣旨

令和3年度の重要文化財旧松本高等学校校舎耐震補強工事において、床下蒸気配管保温材からアスベストが検出されたため、アスベスト調査（石綿含有等調査）を実施しました。その結果を報告するとともに、利用者・市民の安全性確保のため、アスベスト除去工事の実施等、今後の対応について報告するものです。

2 経過

- 3 . 4 . 1 9 令和3年度耐震補強工事に着工（耐震補強工事はH30～実施）
- 6 本館南棟床下（復元教室）の蒸気配管保温材にアスベスト含有の疑い～分析試験によりアスベストを検出
- 2 5 ~ 床下開口部（通気口）を閉鎖し、館内空間測定調査を実施（アスベスト不検出）
- 9 . 2 0 ~ 2 3 床下蒸気配管のアスベスト調査（石綿含有等調査）を全館において実施
- 9月下旬～ 調査結果に基づき除去に向けた設計及び工法等の検討

3 アスベスト調査（石綿含有等調査）結果及び今後の対応

調査結果（別添説明図）

- ア アスベスト含有保温材に巻かれた蒸気配管を、本館及び講堂の床下で確認
- イ 総延長は791.9m（講堂82.0m、本館709.9m）

今後の対応について

- ア 保温材は部分的に破損しアスベストが地面に付着していること、また未破損部分も経年劣化等による破損が予想され、そこからアスベスト飛散の可能性があることから、利用者及び市民の安全性等を考慮し、蒸気配管（保温材を含む。）を早急にすべて除去します。
- イ 一括除去の場合、4か月以上の工期が見込まれ、令和4年度の耐震補強工事に影響を与えることから、令和3年度に出来る範囲から順次除去に着手します。

4 除去工事の計画（工程表別添）

令和３年度

ア 令和４～５年度の耐震補強工事にかかり、事務室及び図書室は令和３年度中に令和２年度耐震補強工事終了箇所（本館南棟東１－４、１－５会議室）へ移転することが当初に計画済

イ 移転計画先の本館南棟東１－４、１－５会議室の床下配管を令和３年度中に除去

令和４年度

ア 令和３年度除去箇所を除くすべての床下配管を除去

イ 除去後、耐震補強工事及び塗装工事に着手

5 除去工事費

令和３年度の除去工事等に要する経費は、当面既決予算で対応するものとし、適切な時期に補正予算措置します。令和４年度工事費については当初予算に計上します。

6 その他

利用者の安全性確保のため、本館南棟全室（２階を含む。）の使用を停止します。

（令和３年度：Ｒ４．１．２５～３．３１、令和４年度：工事期間中を停止）

令和３年度除去工事終了後、事務室及び図書室を計画通り移転します。

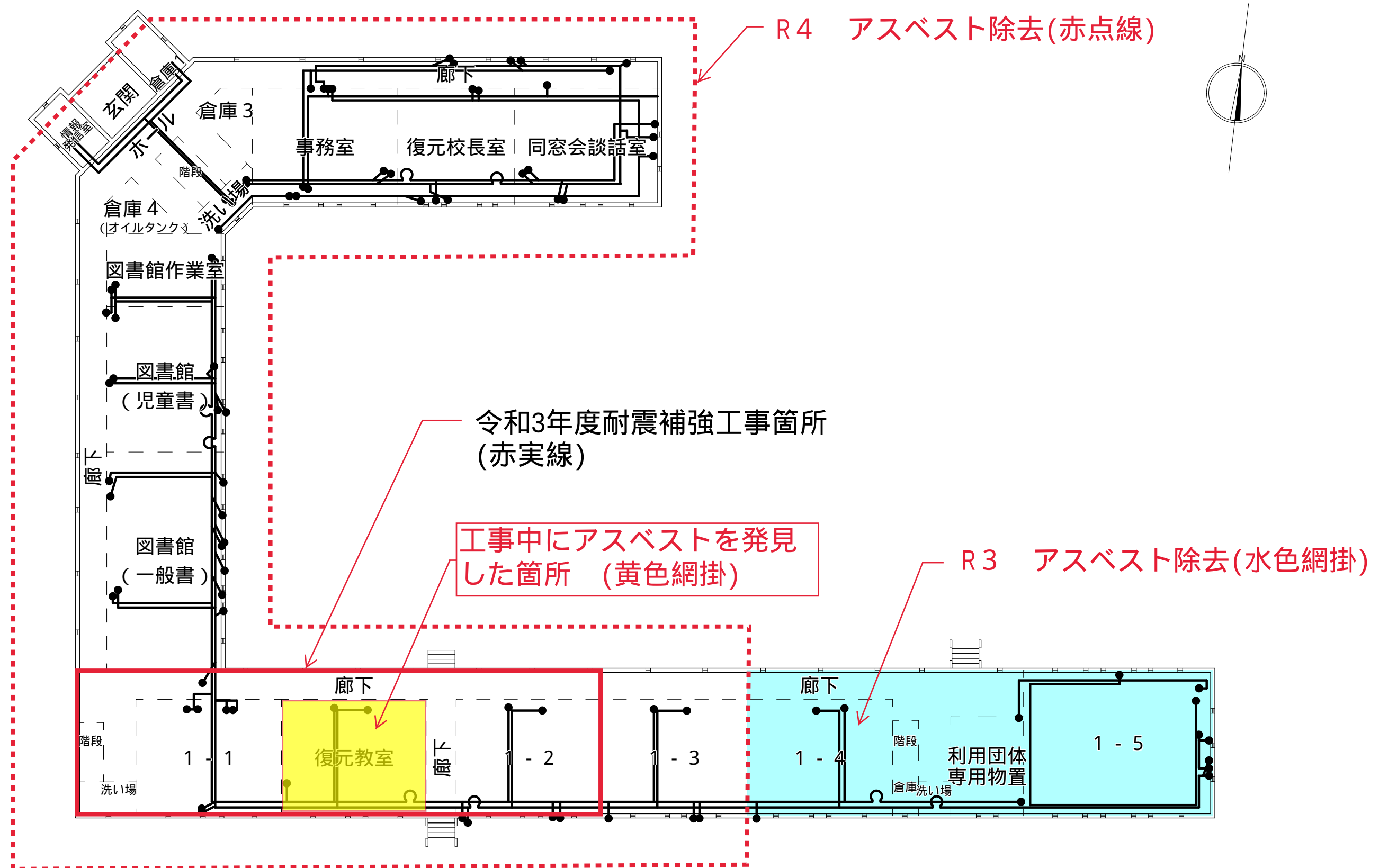
7 当面の日程

４． １月中旬～３月中旬 除去工事

３．２５～３１ 事務室及び図書室の移転

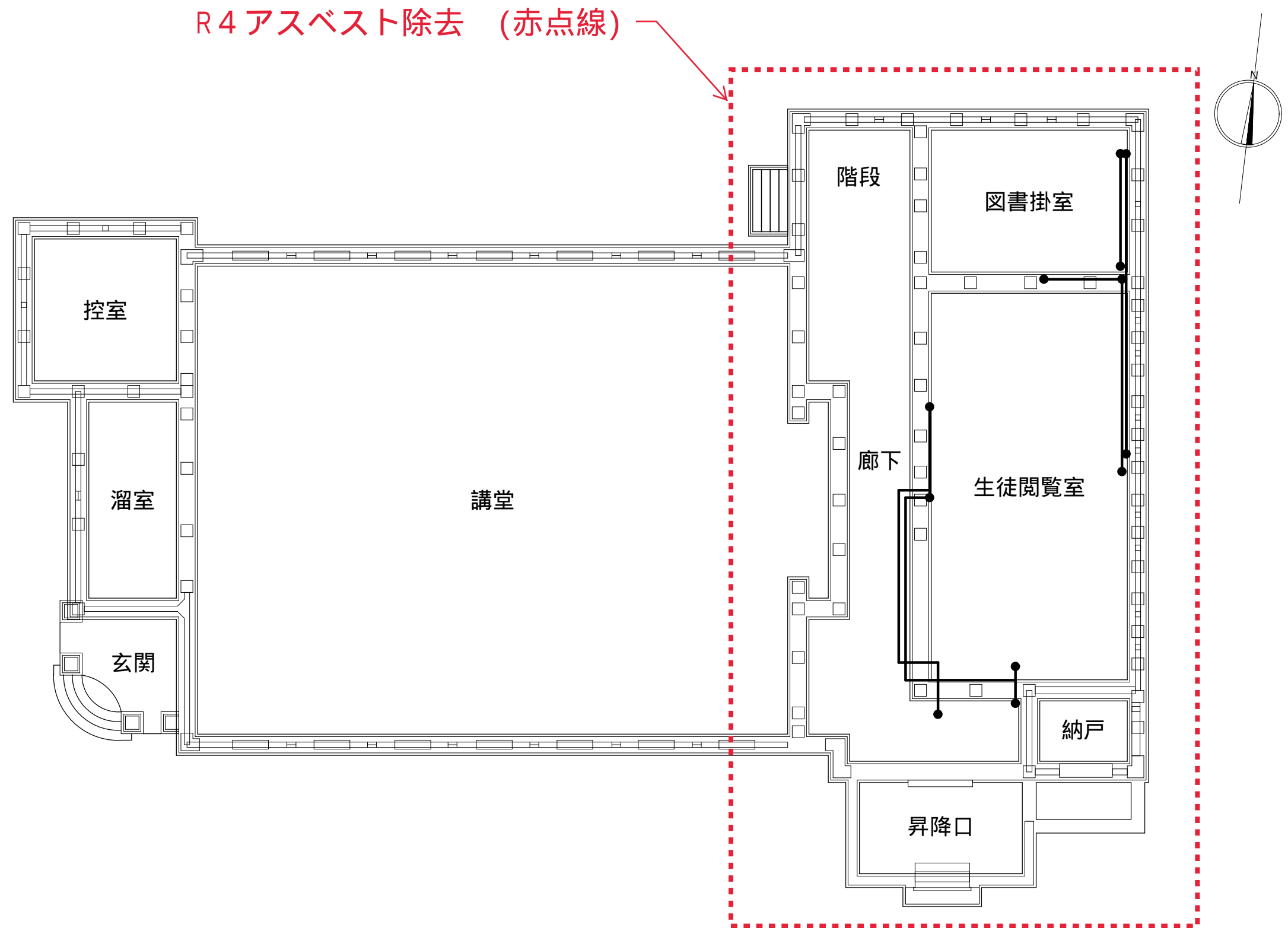
担当	生涯学習課・中央公民館
課長	高橋 伸光
電話	３２－１１３２

説明図



重要文化財旧松本高等学校本館

基礎伏図



重要文化財旧松本高等学校講堂

基礎伏図

工程表

[illegible]